

別添・ 部分意匠

他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分の例

- ・ 以下は、審決例、判決例において、意匠を対比する際に各物品において認定された形態要素から、部分意匠の出願に際して他の意匠との対比の対象となり得る部分として認められる目安となる部分を抽出して示している。
- ・ 示しているのは例示であり、例示以外の単位によるものが、全て他の意匠との対比の対象となり得る部分に該当するものとならないことを示すものではない。
- ・ 従って、例えば例示中の二部分を組み合わせた場合についても、全体として一体性が認められれば、部分意匠の意匠登録出願と認められる。

意匠に係る物品	電気かみそり
意匠分類	B7-2

	1	頭部
	2	外刃
	3	外刃取り外しボタン
	4	胴部
	5	きわぞり刃部（トリマー）
	6	操作部
	7	滑り止め用凹凸部（ローレット）

意匠に係る物品	電気掃除機本体
意匠分類	C3-4

	1	本体ケース
	2	バンパー部
	3	操作部
	4	排気口部（全体）
	5	頂部把手
	6	前面部把手
	7	車輪

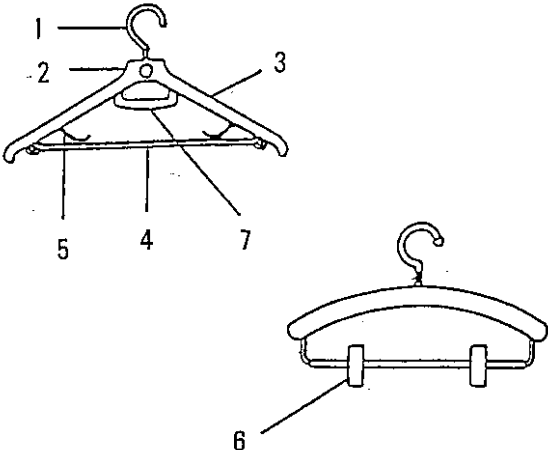
	両手なべ
意匠分類	C5-4

	1	本体周側面
	2	底面
	3	上端開口部（蓋受け部）
	4	把手
	5	容体把手の握り部
	6	蓋体の摘み
	7	摘みの座部

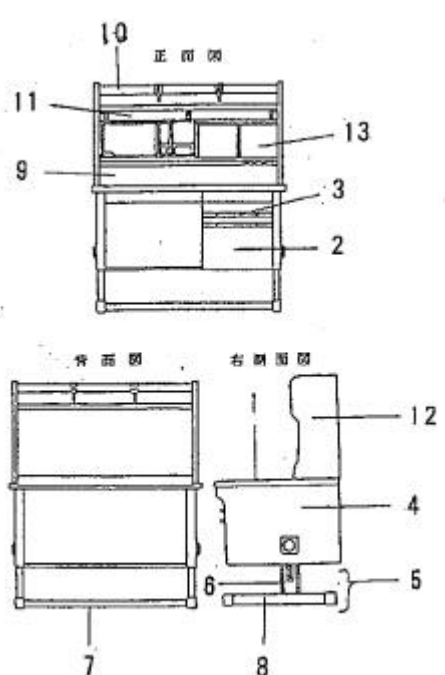
意匠に係る物品	冷蔵庫
意匠分類	C6-5

	1	扉部
	2	扉枠
	3	操作部
	4	把手(手掛け部)
	5	"
	6	"

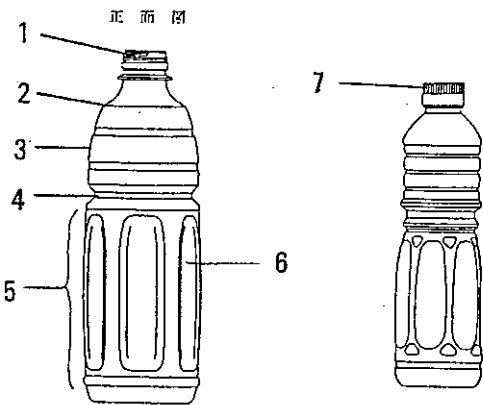
意匠に係る物品	ハンガー
意匠分類	D1-1

	1	フック部
	2	首部
	3	本体（上着掛け部）
	4	ズボン掛け棒部
	5	ズボン押さえ片
	6	ピンチ（挟み具）
	7	ネクタイ吊り部

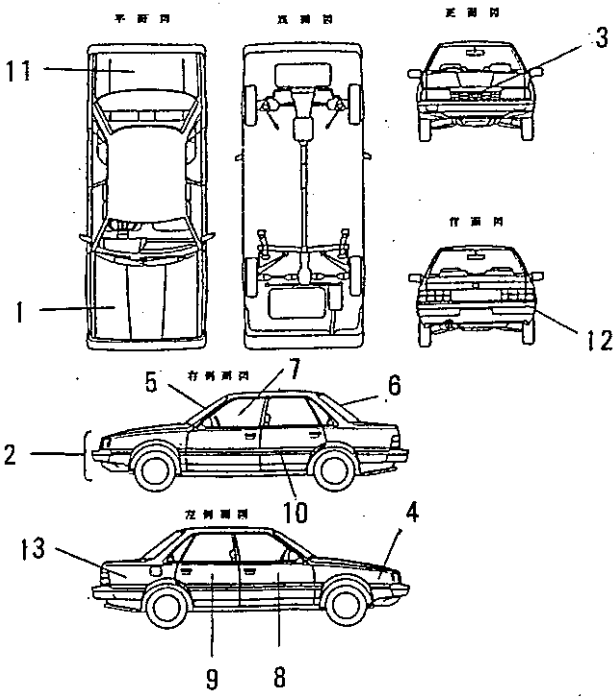
意匠に係る物品	学習机
意匠分類	D2-3

		（机本体部）
	1	天板部
	2	引き出し部前板
	3	引き出し用取っ手（手掛け）
	4	側板
	5	脚部
	6	脚の支持柱
	7	脚部横棧（蹴込み板、踏み板）
	8	水平脚部

意匠に係る物品	包装用容器（ペットボトル）
意匠分類	F4-5

	1	口部
	2	肩部
	3	胸部
	4	くびれ部
	5	胸部周側面（全体）
	6	胸部周側面の凹面部
	7	蓋部

意匠に係る物品	乗用自動車
意匠分類	G2-9

		（フロントボディー）
	1	ボンネット
	2	フロントグリル
	3	ラジエーターグリル
	4	フェンダー
		（キャビン）
	5	フロントウィンドウ
	6	リアウィンドウ
	7	サイドウィンドウ
	8	フロントドア
	9	リアドア
	10	モール
		（リアボディー）
	11	トランク部
	12	テールランプ
	13	リアフェンダー

